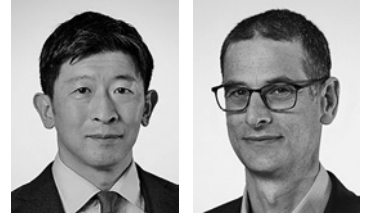


欧州統一特許裁判所についての解説



会員・欧州特許弁理士 今里 崇之
 欧州特許弁理士・英国弁理士 Dr Martin Jackson

要 約

統一特許裁判所 (Unified Patent Court : UPC) の実働開始と共に欧州統一特許制度 (Unitary patent : UP) が施行される。これに伴ってコスト削減、保護領域の拡大、訴訟の早期審理、そしてヨーロッパの一部において法的な安定性もたらされることが期待される。

単一特許については UPC が排他的に管轄を有し、UPC 参加国で国別登録 (Validation) された特許のうちオプトアウト手続がされていない特許については統一特許裁判所が国内裁判所と並行して管轄を有することになる。本稿では主として UPC の機能と利点について論じる。

目次

1. 統一特許裁判所の利点
2. 対象特許
3. 統一特許裁判所の構成
4. 地方部・中央部の対象事件
5. 地域的管轄
6. 言語
7. 準拠法
8. 控訴
9. 裁判官
10. UPC における代理権
11. 審理進行
12. 最終的な決定
13. 中間命令
 13. 1 仮差止命令
 13. 2 証拠開示命令
 13. 3 証拠保全命令
14. その他の命令
15. 証拠及び立証責任
16. 裁判所専門家
17. 手数料
18. 費用
19. 執行手続
20. 仲裁及び調停
21. 当事者適格
22. まとめ

1. 統一特許裁判所の利点

特許権者にとって、統一特許裁判所の主な利点は複数の参加国について統一された管轄裁判所が得られることである。現在、17 か国が「統一特許裁判所協定」(Agreement on a Unified Patent Court: UPCA) を批准しており、最終的には 24 か国が批准すると期待されている⁽¹⁾。

UPC は広範な管轄権を有し、UPC に一件の侵害訴訟を提起するだけで複数の国で欧州特許の権利行使が可能になる。これは、侵害行為が行われているそれぞれの国で個別に侵害訴訟を提起しなければならない現行制度と比べて安価となるはずである。また、異なる国で異なる判決内容になるという望ましくない結果も回避される。反対に競業他社の特許の無効化を望む場合、異議申立期間が過ぎていても一回の訴訟で広範囲の地域で特許を無効にできること (セントラルアタック) も利点となるであろう。

UPC は特許訴訟専用の裁判所であるため訴訟手続と規則は特許に特化したものとなる。UPC の手続上の規則として特許権者にとって有利になる点は以下のとおりである。

- 英語で付与された特許については訴訟手続言語が英語となる可能性が高い。これにより各書面の翻訳費用が軽減され、英語話者であれば訴訟進行を十分に理解して手続に関与することができる。
- UPC は侵害被疑者に対し侵害被疑製品又は侵害被

疑方法に関連する書面や資料を特許権者に開示するよう命ずる権限を有する。また UPC 職員が事前通知なしで侵害被疑者の事業所にアクセスできる「saisie-contrefaçon（証拠保全）」制度が設けられており、これにより証拠保全を担保することができる。

- UPC の手続規則では第一審は 12～15 ヶ月の期間内に判決言い渡しを達成すべきと想定している。控訴審においても同様の期間が想定されている。この訴訟スピードは現在の欧州国内裁判所と比較して迅速である。
- UPC は敗訴当事者に対して訴訟費用の支払いを命じる権限を有する。したがって、特許権者が特許の有効性と侵害成立を立証できたならば、特許権者は相手側から訴訟費用（の一部）を回収することができる。
- 欧州特許弁理士は UPC での訴訟代理権を有するので通常案件を依頼している欧州特許弁理士に UPC 訴訟の代理を依頼することも可能である。

上記に加え UPC の判決は高品質であることが期待される。UPC での第一審は 3 名の経験豊富な知的財産専門の裁判官により審理される。UPC の第一審裁判官のうち少なくとも 1 名は現行の国内裁判所での知的財産専門裁判官が任命されることが予定されている。控訴審は 5 名の経験豊富な控訴裁判官の合議体で構成される。

本稿は UPCA 及び施行規則（Rules of Procedure of the Unified Patent Court）の原案に基づいて推敲されており、今後 UPCA と施行規則に変更が生じる可能性があることにご留意頂きたい。

2. 対象特許

UPC は欧州単一特許（及びその延長登録）を管轄とする⁽²⁾。単一特許による保護を選択した場合は統一特許裁判所からオプトアウトする選択肢はない。単一特許を選択することにより、特許権者はこの新設の統一特許裁判所を利用することを積極的に選択したことになる。

統一特許裁判所はまた、欧州特許が積極的にオプトアウトされない限り、UPC 参加国において国別登録された欧州特許に対し管轄権を有する⁽³⁾。オプトアウトは国別登録された欧州特許にのみ申請可能であり、単一特許では選択できない。ただし、当初 7 年と設定

された移行期間が満了した後は UPC 参加国で国別登録された欧州特許についてもオプトアウトすることはできなくなる⁽⁴⁾。

国内裁判所は、(1) UPC 参加国で国別登録された欧州特許のうちオプトアウトされた特許及び (2) UPC 非参加国において国別登録された特許を専属的に管轄する。

3. 統一特許裁判所の構成

統一特許裁判所は、第一審裁判所及び控訴審裁判所からなる⁽⁵⁾。第一審裁判所は、中央部、地方部、地域部の 3 つの部で構成される⁽⁶⁾。地方部は、個々の参加国における訴訟を対象とし、地域部は複数の参加国での訴訟を対象とする。現状ではドイツ、イタリア、フランス、オランダ、ベルギー、フィンランド、デンマーク、オーストリア、ポルトガル、スロベニアには地方部が置かれることが確認されている。ストックホルムを拠点としてスウェーデン、リトアニア、エストニア、ラトビアをカバーする北欧・バルト地域部が置かれることも確認されている。

中央部は当初は英国、フランス、ドイツに分割されることが予定されていた⁽⁷⁾。中央部は本部と支部からなる。本部はパリに置かれる。中央部のミュンヘン支部では、機械工学に関する特許を扱う。パリ本部はエレクトロニクス、ソフトウェア、物理等の特許を扱う。ロンドン支部には化学、医薬品、バイオテクノロジー、医療機器、生活必需品に関する特許が対象となることが予定されていた。但しイギリスがブレグジットに伴って UPC に参加しないことになったためロンドン支部が設置される可能性はほぼなくなった。ロンドン支部の担当分野が今後いずれの支部に振り分けられるのかは未定である。

控訴審裁判所はルクセンブルクに設置される。

4. 地方部・中央部の対象事件

地方部／地域部と中央部とは取り扱う訴訟が異なる。侵害訴訟は、通常、地方部／地域部に提起される⁽⁸⁾。無効訴訟は中央部に提起する必要がある⁽⁹⁾。但し、地方部／地域部において被告が特許無効を求める反訴を提起した場合、地方部／地域部も無効論を審理することができる⁽¹⁰⁾。

非侵害の確認を求める確認訴訟も、中央部に提起しなければならない⁽¹¹⁾。本原則の例外として、(a) 両

当事者が合意するか、又は (b) 被告が UPC 参加国に事業所を有していない場合、侵害訴訟を中央部に提起することができる⁽¹²⁾。

5. 地域的管轄

原告は、原則として実際に侵害行為が行われたかもしくはその恐れのある国を管轄する地方部／地域部、又は被告が居所もしくは主たる事業所を有する国を管轄する地方部／地域部で侵害訴訟を提起する必要がある⁽¹³⁾。被告が参加国に居所又は事業所を有していない場合、原告は侵害が発生した国を管轄する地方部／地域部で訴訟を提起することができる。さらに当該参加国が地方部又は地域部のいずれも有していない場合には、中央部に訴訟を提起することができる⁽¹⁴⁾。

侵害訴訟の被告が特許の無効を求める反訴を提起する場合は、当該反訴は当該侵害訴訟を審理する地方部／地域部に提起されなければならない⁽¹⁵⁾。その場合、地方部／地域部は (a) 侵害と有効性の両方を考慮した併合訴訟を進めるか、(b) 無効論を中央部に付託して侵害訴訟を中断もしくは進行させるか、(c) 事件全体を中央部に付託するか、のいずれかを選択することができる⁽¹⁶⁾。

特許の無効訴訟が中央部に係属している場合は、同一特許に関する同一当事者間の侵害訴訟を被告が事業所を有する国又は侵害が発生した国を管轄する地方部／地域部に提起することができる。また、この状況下では侵害訴訟を中央部に提起することも可能である⁽¹⁷⁾。

非侵害確認訴訟が中央部に提起された場合であって、中央部に当該訴訟が提起された日から3か月以内に、同一の当事者間（又は同特許権の独占的实施権者と同一の被告との間）で同一の特許に基づく侵害訴訟が地方部／地域部に提起されたときは、中央部は非侵害確認訴訟の進行を中断する⁽¹⁸⁾。

また両当事者の合意があればいずれの訴訟も当事者間で選択した部（中央部を含む）で提起することができる⁽¹⁹⁾。

6. 言語

地方部／地域部は、訴訟が提起された国の公用語（の一つ）又はその第一審法廷が指定するいずれかの言語で審理する⁽²⁰⁾。英語は全ての地方部／地域部において公用語の一つに定められている。さらに裁判所

の承認を条件として当事者間で特許審査の手続言語（英語、ドイツ語、フランス語のいずれか）で審理することに合意してもよい⁽²¹⁾。また裁判所が当事者の合意のもとに特許審査の手続言語を使用することを決定することができる。当事者の一方が特許審査の手続言語で審理進行するよう要求することもできる。このような場合には、被告の立場を特に考慮して手続言語が指定されることになる⁽²²⁾。

中央部は、特許審査の手続言語で事件を審理する。

控訴審が使用する言語は第一審と同一の言語か、又は特許審査の手続言語（当事者間で合意のあった場合）となる⁽²³⁾。

欧州特許の約75%が英語で付与されているため、UPCの地方部、地域部、中央部における大部分の事件は英語で審理されることが見込まれる。

7. 準拠法

侵害に関する法律としては参加国の国内法が適用されるが、その国は特許出願時に出願書面に第一の出願人として記載される者の国籍又は居所が基準となる。但し、実務上はいずれの国の法律が適用されるかという問題はそれほど重要ではないとも考えられる。その理由は全てのEU加盟国が欧州共同体特許条約（the Community Patent Convention: CPC）の第2章を遵守するからである。統一特許裁判所協定（UPCA）第25条から第28条までに規定されている侵害行為の定義は、CPCでの定義とほぼ一致している。

無効訴訟における特許無効事由は欧州特許条約（EPC）上の国別の無効理由（EPC 138条及び139条）と重複する。この無効理由のうちの多くが欧州特許庁での異議理由（EPC 100条）と重複する⁽²⁴⁾。

8. 控訴

控訴審裁判所が取り扱う事件は以下のとおりである：(a) 本訴、(b) 当事者の一人に関して手続を終了させる判決、(c) 言語指定、書類の作成、証拠保全／立入検査、凍結命令、保護措置、情報伝達命令に関するものを含む一定の種類のコピーに関する判決⁽²⁵⁾。

他の種類の命令に対しては本訴の控訴に付随するか又は裁判所が控訴人の請求に基づいて許可する場合に限り控訴することができる⁽²⁶⁾。

控訴は法律上の争点及び事実に関する争点の両方を対象とし得るが、新たな事実及び新たな証拠は、第一

審の手続で提出することが合理的に期待することができなかつた場合にのみ提出することができる⁽²⁷⁾。

本訴の第一審判決を控訴すると同判決の執行を停止させるが、係属中の事件においてなされた中間命令に対する控訴に関しては手続自体を停止させるものではない。但し中間命令の執行については本訴判決まで保留されることが見込まれる⁽²⁸⁾。

控訴審は第一審判決を棄却して確定判決をするか、又は事件を第一審に差し戻すことができる⁽²⁹⁾。

9. 裁判官

UPCは参加国の特許専門裁判官により構成される。原則として3名の裁判官の合議体が各第一審事件を審理し、合議体のうち少なくとも1名は訴訟が提起された国の裁判官で構成される⁽³⁰⁾。合議体は、訴訟の種類及び場所に応じて、3名の法曹資格のある裁判官となるか、又は2名の法曹資格のある裁判官及び1名の技術的資格を有する裁判官で構成される⁽³¹⁾。控訴審は、異なる参加国の5名の裁判官が審理する⁽³²⁾。

10. UPCにおける代理権

参加国の裁判所において業務を遂行する権限を付与された弁護士及び欧州特許弁理士は、UPCの第一審及び控訴審において代理権を有する（例外的にごく最近欧州特許弁理士資格を得た者は一定の研修等を必要とする）⁽³³⁾。つまり欧州特許弁理士であればその拠点がUPC参加国又は非参加国であるかに関係なくUPCでの代理権を有することになる。

11. 審理進行

審理は両当事者が提出する主張書面に基づく書面審理、口頭審理の準備に相当する中間審理、そして口頭審理からなる。規定上は、書面審理のステップに関する厳しい提出期限が定められており、侵害論に対する反論と特許取消（無効）の反訴を提出するための僅か3か月の答弁書の提出期限、及び前記侵害に関する答弁書と特許取消の反訴に対して回答するための2か月の反論書の提出期限などが定められている⁽³⁴⁾。第一審の手続は12～15か月で完了されるべきであることが規定されており、控訴審にも同様の期間が認められることが想定される。

12. 最終的な決定

UPCは完全又は部分的な特許の無効について決定権を有する。

侵害訴訟においては侵害者による行為だけではなく、第三者による侵害行為に益するサービスを提供する仲介者に対しても差止命令を下すことができる⁽³⁵⁾。さらに、裁判所は、侵害製品に関し以下を命じることができる：

- (1) 侵害製品を流通経路から自主回収すること；
- (2) 侵害製品から侵害に係る構成を除外すること；
- (3) 侵害製品を製造するために使用した材料および設備とともに破棄すること；
- (4) 上記命令の実行に伴う費用を侵害者に負担させること⁽³⁶⁾。

さらに、UPCは侵害者に対し、特許権者（又は独占的实施権者）が侵害行為によって生じた損害を補填するための損害賠償を命じることができる⁽³⁷⁾。この損害賠償は、懲罰的なものではなく、補償的なものである。損害額を算定する際には特許権者の逸失利益、侵害者が得た不当利得、そして道徳的偏見などの非経済的要素が考慮される⁽³⁸⁾。侵害者は悪意がないこと、つまり自己の行為が侵害を構成することを知らず、かつ、知るに足る合理的な理由がないことを立証することができた場合は損害賠償の支払を免れる可能もある。ただし、補償金相当額又は利益回復に必要な額の支払は依然として命じられる可能性がある⁽³⁹⁾。

13. 中間命令

種々の中間命令を下すことができる。

13.1 仮差止命令

裁判所は侵害被疑者に対し、事件の審理の継続中において侵害行為に係る活動を停止するか又は開始しないよう命じることができる⁽⁴⁰⁾。

13.2 証拠開示命令

一方の当事者が、相手側当事者（又は第三者）の管理下に事件に関連する書類又は情報（法的責任、損害額、特許の有効性のいずれかに関する）が存在すると主張し、その存在が十分合理的に推認される場合、裁判所は、情報の秘密が保持された状況のもとに当該資料を開示することを当該相手方当事者に命じることができる⁽⁴¹⁾。

13.3 証拠保全命令

裁判所は本案の審理手続の開始前に、侵害の主張に関連する証拠を保存するための一方的措置（立入検査、サンプルの収集、並びに製品、製品の製造及び／又は流通に使用される材料及び器具、関連書類の押収）を命じることができる⁽⁴²⁾。これらの命令は保証金の対象となる場合があり、当該命令を申請する者は、その後非侵害が判明した場合、又は申請者が訴訟手続を完了できなかった場合に、証拠保全命令により相手側に生じた損害を補償しなければならない可能性がある⁽⁴³⁾。

14. その他の命令

裁判所は当事者に対し、所有する資産を管轄域から移転しないこと、又はその管轄域に所在するか否かを問わず資産を処分しないこと、を命じることができる⁽⁴⁴⁾。これらの暫定命令は当該国の国内裁判所による命令を伴った上で執行される可能性が高いと考えられる。

裁判所は、侵害者又は特定の状況では第三者に対し、以下の開示を命じることができる⁽⁴⁵⁾：

- (1) 侵害に係る製品又は方法の起源及び流通経路
- (2) 侵害製品に基づいて得た対価、及び生産・製造・譲渡・譲受・受注に係る数量
- (3) 侵害製品の製造もしくは流通、又は侵害に係る方法の使用に関与する第三者の身元の特定

15. 証拠及び立証責任

通常の民事訴訟と同様、その事実可依拠しようとする当事者がその立証責任を負う⁽⁴⁶⁾。その際には証人、専門家、調査、実験又は比較試験、宣誓供述書、情報開示請求及び当事者の主張書面を用いることができる⁽⁴⁷⁾。これらの種類の証拠のいずれを重く又は軽く考慮するのかという点についてUPC協定では言及されていない。

16. 裁判所専門家

裁判所は、争点に関して専門的見解を得るために裁判所の専門家を選任することができる⁽⁴⁸⁾。裁判所から承認された専門家の登録リストが作成される予定であり、そのなかから独立性及び公平性が担保された専門家が選任される。

17. 手数料

UPCは経済的に独立した運営を目指しており、訴訟対象物の価値（訴額等）に基づいた裁判手数料の支払いが必要となる⁽⁴⁹⁾。

18. 費用

UPC協定は勝訴側が負担した合理的かつ相応の訴訟費用及びその他の費用について原則として敗訴側が負担するものと定めている⁽⁵⁰⁾⁽⁵¹⁾。

19. 執行手続

執行手続は、執行が行われる参加国の法律に準拠する⁽⁵²⁾。執行命令に従わない当事者に対してUPCは命令の重要性に比例した額の罰金を支払わせることで制裁することができる⁽⁵³⁾。

20. 仲裁及び調停

リュブリャナ（スロベニア）とリスボン（ポルトガル）に特許仲裁センターが設置され、仲裁人と調停人のリストが作成される予定である⁽⁵⁴⁾。

21. 当事者適格

特許権者は侵害訴訟を提起する権利を有する⁽⁵⁵⁾。独占的实施権者はライセンス契約により禁じられない限り侵害訴訟を提起することができるが、その場合は特許権者に事前に通知する必要がある⁽⁵⁶⁾。通常実施権者はライセンス契約に侵害訴訟の提起が明示的に許可されており、かつ特許権者に事前の通知をする場合は、侵害訴訟を提起することができる⁽⁵⁷⁾。

22. まとめ

UPCは複数の国を管轄することが最大の特徴といえよう。これにより侵害訴訟も無効訴訟も一回のアクションで参加国全体において法的効果が生じることになる。特許権者にとってUPCを用いることが有利な局面としては管轄内に含まれる複数の国において国境を越えた侵害行為が行われているのを差し止めたい場合（複数の工程を含む製造方法のクレームについて1の工程をドイツ、2の工程をフランスで行う行為等）が考えられる。また特許訴訟の経験が少ない国において侵害訴訟を行う場合であってもUPCの管轄であれば確実に知財の専門裁判官が担当するので不当な結論を回避できることが期待できる。

加えて UPC において英語で訴訟を遂行できることは日本のユーザーには非常に有用であると思われる。特許の訴訟は技術と法律が複雑に絡み合った情報が正確かつ迅速に伝達されることが求められるが、その要件を満たす翻訳家は多くはない。またそのような翻訳家が見つかったとしても需要が高いためスケジュールが埋まっているケースが多く、自己の案件の陳述のタイミングに合わせて翻訳家を実働してくれる保証はない。また、口頭審理で同時通訳をこなす能力を有する人はさらに絞られる。以上を英語以外のヨーロッパ言語でこなす翻訳家・通訳がどの程度いるのか筆者には見当がつかない。

UPC が競業他社の特許権の無効化を希望する者にとって有用であることは言うまでもない。異議期間が過ぎても無効訴訟を提起できる点はもちろんのこと、一度の訴訟で UPC 参加国内の特許を一斉に無効にできるうえに無効訴訟は知財について特に高い専門性を持つ中央部が担当する可能性が高いからである。また無効訴訟において無効理由が欧州特許庁（EPO）での異議理由と重複することも、既に EPO での異議申立を経験したのからすれば有利になる点である。欧州弁理士が UPC での訴訟代理権を有することを考えると、UPC で無効訴訟を行うのであれば、まずは EPO での異議申立経験が豊富な弁理士に相談することが良いように思われる。とはいえ、UPC での訴訟は EPO での異議申立よりも高額な費用を要することが見込まれること（特に敗訴者が勝訴側の費用を負担する必要があることから）、無効にできる国が参加国に限定されることも考慮すべきである。欧州において全面的に特許を無効化したいのであれば従来通りに EPO での異議申立を行い、EPC 加盟国全てで特許を無効化することが望ましい。このため異議期間を逃さないように競合特許の「Watch」を継続する必要がある。

恐らくは日本のユーザーにはオプトアウトの要否が最も大きな関心事であると思われる。オプトアウトすべきかどうかはその特許の内容と関連事業内容によるものであるが、一般的な傾向としてオプトアウトの撤回により UPC の再選択が可能なこと、そして何よりもセントラルアタックのリスクを回避できることからオプトアウトした方が得策となる場合が多いように思われる。また国別登録を行うほうが（オプトアウトに関係なく）維持年金の支払いパターンに柔軟性が生じ

ることも検討材料になるであろう。

但し、本稿で述べたように UPC にも様々な利点がある。UPC の設置により新しい情報の収集やオプトアウトの手続等の負担が増えることは否めないが、特許権の行使、無効化、年金の支払いについて新たなオプションが得られることも事実である。所有する欧州特許及び欧州出願を欧州国別特許又は単一特許のいずれとして登録すべきか、そして国別特許登録するならオプトアウトすべきかを検討するに際して本稿が日本ユーザーの一助になれば幸いである。

謝辞

民事訴訟関連の用語を監修して頂いた江幡奈歩弁護士に感謝の意を捧げる。

(注)

- (1) Official Journal EPO 2/2013
- (2) Articles 3 (a) and 3 (b) of Agreement on a Unified Patent Court
- (3) Articles 3 (c) and 3 (d) of Agreement on a Unified Patent Court
- (4) Article 83 of Agreement on a Unified Patent Court
- (5) Article 6 of Agreement on a Unified Patent Court
- (6) Article 7 of Agreement on a Unified Patent Court
- (7) Article 7 (b) of Agreement on a Unified Patent Court
- (8) Article 33 (1) of Agreement on a Unified Patent Court
- (9) Article 33 (4) of Agreement on a Unified Patent Court
- (10) Article 33 (3) of Agreement on a Unified Patent Court
- (11) Article 33 (6) of Agreement on a Unified Patent Court
- (12) Article 33 of Agreement on a Unified Patent Court
- (13) Article 33 (1) of Agreement on a Unified Patent Court
- (14) Article 33 (1) of Agreement on a Unified Patent Court
- (15) Article 33 (3) of Agreement on a Unified Patent Court
- (16) Article 33 (3) of Agreement on a Unified Patent Court
- (17) Article 33 (5) of Agreement on a Unified Patent Court
- (18) Article 33 (6) of Agreement on a Unified Patent Court
- (19) Article 33 (7) of Agreement on a Unified Patent Court
- (20) Article 49 of Agreement on a Unified Patent Court
- (21) Article 49 (2) of Agreement on a Unified Patent Court
- (22) Articles 49 (2) to 49 (4) of Agreement on a Unified Patent Court
- (23) Article 50 of Agreement on a Unified Patent Court
- (24) Article 65 (2) of Agreement on a Unified Patent Court
- (25) Article 73 (1) of Agreement on a Unified Patent Court
- (26) Article 73 (2) of Agreement on a Unified Patent Court
- (27) Article 73 (4) of Agreement on a Unified Patent Court
- (28) Article 74 (3) of Agreement on a Unified Patent Court
- (29) Article 75 of Agreement on a Unified Patent Court

- (30) Article 8 of Agreement on a Unified Patent Court
- (31) Article 8 of Agreement on a Unified Patent Court
- (32) Article 9 of Agreement on a Unified Patent Court
- (33) Article 48 of Agreement on a Unified Patent Court
- (34) Rules of Procedure of the Unified Patent Court
- (35) Articles 32 and 63 of Agreement on a Unified Patent Court
- (36) Articles 64 (2) and 64 (3) of Agreement on a Unified Patent Court
- (37) Articles 32 and 68 of Agreement on a Unified Patent Court
- (38) Article 68 (3) of Agreement on a Unified Patent Court
- (39) Article 68 (4) of Agreement on a Unified Patent Court
- (40) Article 32 (1) (c) and 62 of Agreement on a Unified Patent Court
- (41) Article 58 and 59 of Agreement on a Unified Patent Court
- (42) Article 60 of Agreement on a Unified Patent Court
- (43) Article 60 of Agreement on a Unified Patent Court
- (44) Article 62 of Agreement on a Unified Patent Court
- (45) Article 67 of Agreement on a Unified Patent Court
- (46) Article 54 of Agreement on a Unified Patent Court
- (47) Article 53 of Agreement on a Unified Patent Court
- (48) Article 57 of Agreement on a Unified Patent Court
- (49) Rule 22 of the Rules of Procedure of the Unified Patent Court
- (50) Article 69 of Agreement on a Unified Patent Court
- (51) Part 6 of the Rules of Procedure of the Unified Patent Court
- (52) Article 82 of Agreement on a Unified Patent Court
- (53) Article 82 (4) of Agreement on a Unified Patent Court
- (54) Article 35 of Agreement on a Unified Patent Court
- (55) Article 47 (1) of Agreement on a Unified Patent Court
- (56) Article 47 (2) of Agreement on a Unified Patent Court
- (57) Article 47 (3) of Agreement on a Unified Patent Court

(原稿受領 2022.10.5)